

報第1号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

令和3年4月22日提出

京都市長 門川大作

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第60号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第69条の3第4項に後段として次のように加える。

この場合において、第1項中「第451条第1項」とあるのは「第451条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と、第2項中「第451条第2項」とあるのは「第451条第4項において読み替えて準用する同条第2項」と読み替えるものとする。
第69条の3に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、法第446条第3項前段に規定する令和2年度基準エネ
ルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第1項中「第4
51条第1項」とあるのは「第451条第5項において読み替えて準用する同条第1項
(同項第1号の規定に係る部分に限る。)」と、第2項中「第451条第2項」とあるの
は「第451条第5項において読み替えて準用する同条第2項(同項第1号の規定に係る
部分に限る。)」と読み替えるものとする。

附則第8条の4中「については」の右に「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を
除き」を加える。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年
度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第
22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14
条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」

に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条第1項表以外の部分中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に、「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について京都市市税条例の一部を改正する条例（令和3年3月31日京都市条例第60号）による改正前の京都市市税条例（以下この項において「改正前の条例」という。）附則第12条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る改正前の条例附則第12条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第12条の2中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条中「同条第1項」の右に「（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」を加える。

附則第14条の前の見出し及び同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の4の6第3項中「同条第4項」の右に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第17条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例第69条の3及び附則第16条の4の6の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

